

平成25年度予算見積調書

課室名：地域政策課
 担当名：総務・自治連携担当
 内線：2777

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B15	埼玉県分権推進交付金			一般会計	総務費	市町村振興費	市町村連絡調整費	地方分権推進事業費	
事業期間	平成11年度～	根拠法令	地方財政法第28条第1項			戦略項目 分野施策			
1 事業の概要 「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により権限移譲を行っている市町村に対し、移譲事務を執行するために必要な経費の財源を措置する。 地方財政法第28条第1項において、「県は（移譲）事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。 (1) 埼玉県分権推進交付金 615,943千円				5 事業説明 (1) 事業内容 市町村が移譲事務を執行するために必要な経費の交付 移譲事務137事務 (埼玉県分権推進交付金交付対象事務133事務のうち処理実績のある81事務に対し交付) ※4事務は所管課が別途交付 ア 新たに移譲する事務分（3事務） 1,508千円 イ 移譲が拡大した事務分（11事務） 61,307千円 ウ 法令移譲される市町村分を削除した事務分（10事務） 35,134千円 エ 移譲市町村に変動がない事務分（57事務） 497,746千円 オ 経由事務（書類の受理、送付等） 20,248千円 (2) 事業計画 第三次権限移譲方針（平成23～25年度）に移譲対象事務として掲げた181事務（平成24年4月1日現在）の移譲推進 (3) 事業効果 住民の身近な行政について、市町村の自主的な判断と責任において決定できるようになり、住民サービスの向上や市町村における総合行政の展開が図られる。 ○移譲事務数 平成23年度 133事務（新規1事務 事務消滅による削除1事務） 平成24年度 134事務（新規10事務 法令移譲による削除9事務） 平成25年度 137事務（新規5事務 法令移譲による削除2事務） (4) その他 【前年度からの変更点】 ・算定の基礎に用いる人件費単価の更新[4,266円/時間（平成24年度）→4,317円/時間（平成25年度）] ・平成25年度に新たに移譲する市町村分の反映 ・第2次一括法に基づき法令移譲される市町村分の削除 ・算定の基礎となる各事務の処理時間、件数等の見直し					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 市0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.6人=24,700千円									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との 対比
決定額	615,943							615,943	△31,557
前年額	647,500							647,500	